平成２７年（フ）第３５２号
静岡県浜松市東区大瀬町27番地の１　市営鷺の宮団地棚２－106、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市東区笠井新田町693番地の10
破産者　野沢　康二
１　決定年月日　平成28年３月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３６９号
大分市大字木上419番地の10
破産者　恒松　美穂
１　決定年月日　平成28年３月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第２２４号
鹿児島県鹿児島市桜島横山町47番地６
破産者　有村満洲雄
１　破産債権の届出期間　平成28年４月19日まで
２　一般調査期日　平成28年６月７日午前10時15分
平成28年３月29日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１６９号
長崎県佐世保市黒髪町6510番地192、前住所長崎県佐世保市田の浦町106番地99
破産者　柴田　喜樹
１　破産債権の届出期間　平成28年４月27日まで
２　一般調査期日　平成28年５月27日午前10時30分
平成28年３月30日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１２９号
北海道札幌市北区屯田６条１丁目５－19
破産者　寺下　隆通
１　破産債権の届出期間　平成28年５月６日まで
２　一般調査期日　平成28年６月29日午後３時30分
平成28年３月30日　旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７７号
長崎県北松浦郡佐々町本田原免221番地
破産者　有限会社山内書店
１　破産債権の届出期間　平成28年５月13日まで
２　一般調査期日　平成28年６月24日午前10時20分
平成28年３月25日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１５４号
神戸市西区長畑町９番地の12　ヴィラドゥバンブーＢ－２号
破産者　二階堂幸多
１　破産債権の届出期間　平成28年５月24日まで
２　一般調査期日　平成28年７月５日午前11時
平成28年３月28日
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第３３号
長野県飯田市上郷飯沼2963番地４
破産者　岡田　修次
１　破産債権の届出期間　平成28年５月27日まで
２　一般調査期日　平成28年６月27日午後３時10分
平成28年３月28日　長野地方裁判所飯田支部

破産管財人変更

平成２７年（フ）第１１７号
愛媛県西条市喜多川793番地１
破産者　有限会社ハワイ
破産管財人　佐伯継一郎が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　宮内　哲彦
平成28年３月25日　松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第１２４号
最後の住所愛媛県新居浜市大生院1857番地の１
破産者　被相続人亡加藤正相続財産
破産管財人　佐伯継一郎が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　宮内　哲彦
平成28年３月25日　松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第１２８号
愛媛県西条市東町243番地１　マイオプション西条301号、前住所愛媛県西条市西田甲503番地
破産者　田坂　一道
破産管財人　佐伯継一郎が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　宮内　哲彦
平成28年３月25日　松山地方裁判所西条支部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第２号
栃木県足利市永楽町４番地１
清算株式会社　株式会社山口本店
１　決定年月日　平成28年３月28日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（ヒ）第１号
山口県下関市細江新町３番45号
清算株式会社　新川通商株式会社
１　決定年月日　平成28年３月28日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
山口地方裁判所下関支部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第２０８０号
東京都目黒区碑文谷６丁目13番４号
清算株式会社　築地実業株式会社
代表清算人　平尾　圭三
１　決定年月日　平成28年３月29日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　本協定案における用語の定義
⑴　協定債権
本協定案の対象となる債権は、清算株式会社に対する特別清算開始の決定があった平成28年１月14日までの原因に基づいて生じた債権並びに特別清算手続中に発生する利息及び遅延損害金（但し、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権、特別清算手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除く。以下「協定債権」といい、協定債権を有する債権者を「協定債権者」という。）をいう。
協定債権者及び各協定債権のうち解散日（平成27年11月末日）時点の元本（以下「元本債権」という。）の金額は、別紙「協定債権者一覧表」記載のとおりである。
⑵　担保権付債権
本協定案における「担保権付債権」とは、協定債権のうち、清算株式会社が有する定期預金債権であって協定債権者のために担保権が設定されているもの（以下、当該定期預金債権を「本件担保権付預金債権」という。）により担保された範囲のものをいい、担保権付債権に係る債権者を「担保権者」という。
担保権者は別紙「協定債権者一覧表」の「担保権付債権額」欄に金額が記載されている協定債権者であり、担保権付債権の金額は、同欄記載のとおりである。
⑶　保全債権
本協定案における「保全債権」とは、元本債権のうち担保権付債権には該当しないが、清算株式会社が各協定債権者に対して有する担保権が設定されていない預金債権（以下「本件無担保預金債権」という。）の平成27年１月末日（以下「基準日」という。）時点における残高に相当する部分をいい、保全債権の金額は、別紙「協定債権者一覧表」の「保全債権額」欄記載のとおりである。
なお、基準日において外貨建て預金債権であったものについては、特別清算開始申立日における為替レート（平成27年12月９日時点の三菱東京ＵＦＪ銀行公表の電信売相場（ＴＴＳ）に基づき、１米ドル123円95銭）で円換算する（１円未満の端数は、切り捨てる。）。
⑷　非保全債権
本協定案における「非保全債権」とは、元本債権のうち、担保権付債権及び保全債権に該当しないものをいい、その金額は、別紙「協定債権者一覧表」の「非保全債権額」欄記載のとおりである。